環循規発第 2004171 号
令 和 2 年 4 月 17 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部(局)長　殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症に対応した産業廃棄物の処理能力を確保するための対応について（通知）

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力をいただき御礼申し上げる。特に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、通常の廃棄物行政に係る業務に加えて追加的な業務が発生し多大な御負担が生ずる中で、国民生活や経済活動を支える社会インフラたる廃棄物処理体制の維持に御尽力いただいていることに、重ねて御礼申し上げる。

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた廃棄物処理業務の継続については、既に環境省環境再生・資源循環局長からお願いした（「新型コロナウイルス感染症に対応した廃棄物の円滑な処理について（通知）」（令和２年４月７日付け環循適発第 2004077 号・環循規発第 2004075 号環境省環境再生・資源循環局長通知））ところである。廃棄物処理業は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和２年３月 28 日（同年４月 16 日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務」とされており、業務の継続を図っていく必要があるが、他方で、産業廃棄物処理を行う者において、従業員の感染及びこれに伴うその他の従業員の外出自粛等により、処理能力が低下することが考えられる。このような場合においても、円滑に産業廃棄物の処理を行うための制度的な対応について、当面留意すべき事項を下記のとおりお知らせするので、貴管下産業廃棄物処理業者、排出事業者及び市区町村に対して周知していただくようお願い申し上げる。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

１　廃棄物の処理の再委託や、他の産業廃棄物処理業者に委託をし直すことについて

産業廃棄物の処理を委託された処理業者が、その処理の全てを自ら全うすることが困難となった場合には、別の産業廃棄物処理業者にその処理を再委託し、又は排出事業者において改めて別の産業廃棄物処理業者に委託をすることが考えられる。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第６条の 12（同令第６条の 15 第２号において、その規定の例によることとされる場合を含む。）の規定にのっとり、他の処理業者に処理を再委託する場合においては、排出事業者において、同令第６条の 12 第１号に規定する書面（この「書面」は電子メール等の電磁的記録でも差し支えない。）による承諾を行う必要がある。このため、排出事業者においては、再委託を必要とする事態が生じた場合に備えて、承諾の際に確認する必要のある事項（再委託先の許可の有無など、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）で必要とされている事項のほか、信用、処理実績等、排出事業者が処理の委託先を選定するに当たって通常考慮している事項が考えられる。）についてあらかじめ検討を行い、処理業者と認識の共有を図るよう努められたい。特に、再委託の料金についての調整には困難が予想されるから、適正な処理費用が処理業者に支払われることを前提に、あらかじめこの点についても検討されたい。また、可能な範囲で、あり得る具体的な再委託先についてもあらかじめ検討されたい。処理業者においても、このような検討を行うよう、排出事業者に対して積極的に働き掛けられたい。なお、再委託を行った場合であっても、排出事業者は、その廃棄物の処理の状況に関する確認を行うよう努めなければならない（法第 12 条第７項）。

また、処理業者が、受託した処理を全うすることが困難となり、その再委託もできない場合や、再委託が可能であっても、排出事業者において改めて他の処理業者と契約を結び直す方が適当な場合には、処理業者から排出事業者に対し、可能な限りその旨を通知すべきである。通知を受け、又は自らその状況を把握した排出事業者は、その負っている排出事業者責任に鑑み、当該委託に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、他の処理業者と改めて委託契約を結び直し、又は一時的に排出事業者において当該産業廃棄物を保管するなど、適切な措置を講ずるべきである。

２　円滑な広域処理の実現について

新型コロナウイルス感染症の感染が更に拡大した場合、一部の産業廃棄物処理業者において産業廃棄物を処理することが困難となる事態も想定されるところである。しかし、そのような場合であっても、近隣の都道府県に産業廃棄物を運搬するなど円滑な広域処理を通じて、産業廃棄物を迅速かつ適正に処理することが必要である。一部の地方公共団体においては、事前協議制等により域外からの産業廃棄物の搬入規制を事実上行っている場合が見られるが、法の趣旨・目的に反し、法に定められた規制を超える要綱等による運用については、感染性廃棄物の迅速な処理の観点からも、廃止等を可及的速やかに実施されたい旨を通知したところである（「新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物

の適正処理等について（通知）」（令和２年３月４日付け環循適発第 2003044 号・環循規発第 2003043 号環境省環境再生・資源循環局長通知））。仮にこのような搬入規制を維持しなければならない特段の事情がある場合であっても、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大の状況に鑑み、また廃棄物処理業が「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務」であることを踏まえ、少なくともそのような搬入規制により、感染性廃棄物ひいてはその他の産業廃棄物の処理も滞ることのないよう、例えば、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により広域処理が必要となっている産業廃棄物については搬入規制の対象外とする、優先的かつ速やかに事前協議を行うなど、迅速かつ適正な産業廃棄物処理を実現するために必要なあらゆる措置を可及的速やかに実施されたい。